

柏崎民商会報

19年 5月27日
 〒945-0811
 新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
 TEL (0257) 231-1997 (代)
 FAX (0257) 231-19307

突然の税務調査は断る!

事前通知の確認、日程は後日連絡を

を始めています。

□中央支部は、5月2

0日に役員会を開き、

5人が参加。支部から

本部三役を1名選出。

推薦役員である常任理事を2名選出。納涼会も計画。



事前通知の11項目

- ①実地調査を行う旨
- ②実地調査を開始する日時
- ③調査を行う場所
- ④調査の目的
- ⑤調査の対象となる税目
- ⑥調査の対象となる期間
- ⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨調査担当職員の氏名および所属
- ⑩②と③は変更可能であること
- ⑪④~⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができる

所得税と消費税の確定申告書の提出から2ヶ月以上が過ぎました。県内の民商では、4月中旬以降、税務調査が始まっています。

税務署員の突然の臨店や電話に対しては必ず、「事前通知」を求め、「左記の11項目」を確認し、メモを取りましょう。一つでも欠けると、事前通知不備で適正手続が欠けた違法調査にならぬよう、一歩でも早く行動を起こすことが大切です。

□婦人部は、5月21日に集まりを開き、布施

会長を含め5人が参加。部員の集まりの定例化を決め、偶数月の第3火曜に決定。民商総会の代議員は1名選出。レク活動も予定。

次回も支部活動等を紹介します。

引き続き「換価の猶予」申請しまさむ

希望者は早めにご相談下さい

ります。事前通知のない突然の調査は、断ることができます。調査の連絡がきたら、すぐに役員と事務所に連絡しましょう。

**集まって話し合い相談する体制づくりと
民商総会成功へ支部役員会等開催中**

「集まって話し合い相談する活動ができる支部づくりと民商総会成功へ」と、各支部と共済会・婦人部・青年部が役員会等を開き、相談

6月の弁護士無料法律相談は12日

毎月好評の相談会。5月は2人の相談者でした。6月もすでに1名が予約です。どんな些細なことでも弁護士が丁寧に対応します。予約制になりますので民商事務所まで連絡下さい。